

2025 年 10 月 1 日以降始期契約 傷害保険等の商品改定

対象種目によって、該当のページをご確認ください。

- ① 団体総合生活保険.....1～2ページ
- ② 総合生活保険.....3～4ページ
- ③ 特殊な団体傷害保険.....5ページ
- ④ トータルアシストからだの保険..... 6～7ページ
- ⑤ 国内旅行傷害保険等.....8ページ
- ⑥ 学校旅行総合保険.....9ページ

団体総合生活保険の
2025年10月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております団体総合生活保険について、2025年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

■ 主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償							
①傷害補償	②こども傷害補償	③団体長期障害所得補償	④医療補償	⑤がん補償	⑥介護補償	⑦賠償・財産・費用	
変更する補償							改定項目
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
				○			がん通院補償の一本化 および保険料改定
				○			「がん診断保険金」等の 保険料改定
				○			「抗がん剤」の定義の改定
				○			「三大疾病・重度傷害一時金特約(医療用)」の補償内容の変更および保険料改定
○	○						参考純率改定等を踏まえた保険料改定
							概要
							①補償パターンの一本化 抗がん剤治療の増加や平均入院日数の短縮といった昨今のがんの治療実態を踏まえ、お客様にとって必要な通院補償をわかりやすくお届けするために、通院補償を「三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療)のための通院」や「短期入院の前後の通院」についても補償できる充実した補償パターン(「がん補償基本特約」+「がん通院保険金の対象期間延長特約(三大治療用)」)に一本化します。
							②保険料の改定 がん通院補償の収支状況が良好であることを踏まえ、保険料を引き下げます。 ※改定前の補償パターンおよび年齢区分によっては保険料引上げとなる場合があります。
							がん罹患率の上昇に伴う「がん診断保険金」等の収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、「がん補償基本特約」の「がん診断保険金」等の保険料を引き上げます。 ※年齢区分によっては保険料引下げとなる場合があります。
							抗がん剤として治療に使用される医薬品をより広く補償するため、約款上の「抗がん剤」の定義を改定します。 ＜対象特約＞ 抗がん剤治療補償特約、がん再発転移補償特約、がん生活支援特約
							①補償内容の変更 がん罹患歴がある方に加入いただいた場合において、保険期間開始前に診断確定されたがんとは関係のない「新たながん」と診断確定されたときを補償対象とします。
							②保険料の改定 がんの罹患率の上昇に伴う収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。
							2024 年 6 月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。

変更する補償							改定項目	概要								
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦										
○	○					○	熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」対比で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。								
○	○						職種級別による料率区分の廃止	傷害補償における職種級別による料率区分を廃止（保険料を一本化）し、保険加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。								
○	○						「特定感染症危険補償特約」の保険料改定	先般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大における収支状況等を踏まえ、安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。								
○	○	○					「交通事故傷害危険のみ補償特約」等、一部特約の販売停止	商品・ラインナップを見直し、より多くのお客様に必要な補償をわかりやすく提供できるようにします。 ＜販売停止の対象特約＞ <table><tr><th>種目</th><th>特約名</th></tr><tr><td>傷害補償</td><td>交通事故傷害危険のみ補償特約(*)</td></tr><tr><td>こども傷害補償</td><td>医療費用補償特約(*)</td></tr><tr><td>団体長期障害所得補償</td><td>業務上の身体障害のみ補償特約 業務上の身体障害および特定疾病のみ補償特約 業務上の身体障害および特定疾病不担保特約</td></tr></table>	種目	特約名	傷害補償	交通事故傷害危険のみ補償特約(*)	こども傷害補償	医療費用補償特約(*)	団体長期障害所得補償	業務上の身体障害のみ補償特約 業務上の身体障害および特定疾病のみ補償特約 業務上の身体障害および特定疾病不担保特約
種目	特約名															
傷害補償	交通事故傷害危険のみ補償特約(*)															
こども傷害補償	医療費用補償特約(*)															
団体長期障害所得補償	業務上の身体障害のみ補償特約 業務上の身体障害および特定疾病のみ補償特約 業務上の身体障害および特定疾病不担保特約															
(*)既導入団体・契約においては、継続してご契約いただけます。																
						○	「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」等の約款改定	①約款上の「その他の侵害」について、刑法改正を踏まえ、「満 13 歳以上満 16 歳未満の者」に対して 5 歳以上年長の者がわいせつな行為等をした場合を「痴漢」に含めます。 ②約款上の「人格権侵害」について、インターネット投稿画像等の「具体的な表示物」により侵害の発生を証明する場合は、あわせて「相談窓口等への相談の事実が確認できる記録等」を必要とします。 ＜対象特約＞ 弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)、トラブル対策費用補償特約								
		○				○	付帯サービスの一部終了	利用実績が少ないサービスを終了します。 ※2025 年 10 月 1 日(水)以降、各サービスは、新規契約・保有契約ともに改定後の内容で提供します。 ＜終了対象のサービス＞ ■団体長期障害所得補償 ・「メンタルヘルスサポート」のうち「休業・職場復帰支援サポート」 ・「労務トラブル・経営支援サービス」のうち「労務トラブル防止セミナー」、「経営支援・診断サービス」 ・「キャリアコンサルタント職場復帰支援サービス」 ■介護補償 ・「認知症アシスト」のうち「検索支援サービス」								

このご案内は、2025 年 10 月 1 日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページでご参照いただくか、代理店または東京海上日動までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07E1-GJ05-24010-202412

総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております総合生活保険について、2025年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

■ 主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償						
①傷害補償	②こども総合補償	③GLTD	④ゴルファー補償	⑤ハンター補償		
変更する補償					改 定 項 目	概 要
①	②	③	④	⑤		
○	○		○	○	参考純率改定等を踏まえた保険料改定	2024 年 6 月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。
○	○		○	○	熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」対比で熱中症補償部分の保険料を上げます。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。
○	○				職種級別による料率区分の廃止	傷害補償における職種級別による料率区分を廃止（保険料を一本化）し、保険加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。
○	○				「特定感染症危険補償特約」の保険料改定	先般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大における収支状況等を踏まえ、安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を上げます。
○					「往復途上傷害危険補償特約」の改定	リスクリングの普及により、勤務先から直接通学する学生が増加していることを踏まえ、「住居」と「学校(所定の集合・解散場所)」との経路往復中に生じた傷害に加えて、「勤務先(勤務地)」と「学校(所定の集合・解散場所)」との経路往復中に生じた傷害についても補償対象とします(ただし、学校管理下で行われる活動等が目的であり、かつ、被保険者がその学校の学生等である場合に限ります。)
○					「交通事故傷害危険のみ補償特約」の新規販売停止	商品・ラインナップを見直し、より多くのお客様に必要な補償をわかりやすく提供できるようにします。

変更する補償					改 定 項 目	概 要
①	②	③	④	⑤		
		○			付帯サービスの一部終了	利用実績が少ないサービスを終了します。 ※2025 年 10 月 1 日(水)以降、各サービスは、新規契約・保有契約ともに改定後の内容で提供します。 ＜終了対象のサービス＞ ・「メンタルヘルスサポート」のうち「休業・職場復帰支援サポート」 ・「労務トラブル・経営支援サービス」のうち「労務トラブル防止セミナー」、「経営支援・診断サービス」 ・「キャリアコンサルタント職場復帰支援サービス」

このご案内は、2025 年 10 月 1 日以降始期の総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページでご参照いただくか、代理店または東京海上日動までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07D1-GJ05-24012-202412

特殊な団体傷害保険の
2025年10月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

特殊な団体傷害保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております特殊な団体傷害保険について、2025年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

■ 主な改定点

○印のある商品について、下記のとおり改定いたします。

変更する商品						
①行事(レクリエーション)参加者の傷害危険担保契約	②施設入場者の傷害危険担保契約	③シルバー人材センター団体傷害保険	④PTA団体傷害保険	⑤学校契約団体傷害保険	⑥留守家庭児童団体傷害保険	⑦交通乗用具搭乗中の傷害危険担保契約

変更する商品							改定項目	概要
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
○	○	○	○	○	○	○	熱中症の補償追加 (保険料改定を含みます)	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「普通保険約款」等において熱中症を補償対象とします。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険担保特約」等は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。
				○			「特定感染症危険『後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金』担保特約」の保険料改定	先般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大における収支状況等を踏まえ、安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。
○	○						「往復途上傷害危険担保特約」の改定	リスクリングの普及により、勤務先から直接通学する学生が増加していることを踏まえ、「住居」と「学校(所定の集合・解散場所)」との経路往復中に生じた傷害に加えて、「勤務先(勤務地)」と「学校(所定の集合・解散場所)」との経路往復中に生じた傷害についても補償対象とします(ただし、学校管理下で行われる行事・活動等が目的であり、かつ、被保険者がその学校の学生等である場合に限りします。)
○	○					○	「包括契約に関する特約(一括報告・一括精算用)」の引受における特約期間要件の緩和	お客様からのご要望を踏まえ、「包括契約に関する特約(一括報告・一括精算用)」に関する特約期間要件を「1 か月以内」から「1 年以内」に緩和し、包括契約における通知ロードを削減できるようにします。

このご案内は、2025 年 10 月 1 日以降始期の特殊な団体傷害保険の改定の概要を記載しているものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページでご参照いただくか、代理店または東京海上日動までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07ut-GJ05-24008-202412

トータルアシストからだの保険の
2025年10月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

トータルアシストからだの保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいておりますトータルアシストからだの保険について、2025年10月1日以降始期契約より「ニーズの高い補償パターンに限定したプランへの集約」、「インターネットでのお手続きへの一本化」等の改定を実施いたします。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたします。

弊社と致しましては、今後とも、お客様のニーズにお応えした新商品・サービスの開発に努めていく所存でございますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧くださいますよう心よりお願い申し上げます。

敬 具

1 プラン販売への集約

2025年10月1日以降始期契約より、トータルアシストからだの保険はプラン販売へ集約します。新規でトータルアシストからだの保険をご契約される場合または補償内容を変更される場合は、あらかじめ定められた販売プランの中からご選択いただけます。販売プランについての詳細はご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。

2 インターネットでのお手続きへの一本化

2025年10月1日以降始期契約より、ご契約の変更(住所や氏名変更等)、解約、更新停止等のお手続きは、原則、東京海上日動マイページからお客様ご自身でお手続きいただけます(インターネット環境がないお客様等については、専用カスタマーセンターでお手続きいただけます。)。未登録のお客様は予めご登録をお願いいたします。詳しくは、東京海上日動のホームページ、「更新のご案内兼継続証」等をご確認ください。

3 「プラン販売への集約」、「インターネットでのお手続きへの一本化」等の対応に伴う改定

「プラン販売への集約」、「インターネットでのお手続きへの一本化」の対応に伴い、商品ラインアップの見直しや一部特約の販売停止等を行います。

(1) 商品ラインアップの見直し
トータルアシストからだの保険の商品ラインアップについて、以下のとおりとします。2025年10月1日以降始期契約より、下表「2025年10月1日以降始期契約の商品ラインアップ」で自動更新します。
※トータルアシストからだの保険(所得補償)は、2025年10月1日以降始期契約より販売を停止します。

<2025年10月1日以降始期契約の商品ラインアップ>

ペットネーム	商品の内容	補償の概要
トータルアシストからだの保険 (傷害定額)	下記以外の傷害総合保険(傷害定額条項)	日常生活におけるケガや熱中症、賠償に関するリスクを補償
トータルアシストからだの保険 (サイクル)(※1)	「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットした 傷害総合保険(傷害定額条項)	自転車事故をはじめとする交通事故等によるケガや賠償に関するリスクを補償
トータルアシストからだの保険 (ゴルフアー)(※2)	「ゴルフ中等の危険補償特約」をセットした傷害総合保険(傷害定額条項)	ゴルフ中のケガや熱中症、賠償、ゴルフ用品の損害に関するリスクならびにホールインワン達成のお祝い費用等を補償

(※1) e サイクル保険のご契約も 2025 年 10 月 1 日以降始期契約より「トータルアシストからだの保険(サイクル)」で自動更新します。
(※2) e ゴルフアー保険のご契約も 2025 年 10 月 1 日以降始期契約より「トータルアシストからだの保険(ゴルフアー)」で自動更新します。

(2) 一部特約等の販売停止
2025年10月1日以降始期契約より、一部特約等の販売を停止します。

※これらの特約等をご希望される場合は、他の保険商品でお引き受けできることがありますので、ご契約の代理店までご連絡ください。

販売停止の主な対象商品・特約等
トータルアシストからだの保険(所得補償)
認知症あんしんプラン
ご契約者が法人または個人事業主のご契約
共同保険のご契約
就業中のみの危険補償特約
家族型のご契約(夫婦型、家族型(配偶者不担保)を含みます。)

販売停止の主な対象商品・特約等
特定感染症危険補償特約
携行品特約(トータルアシストからだの保険(ゴルファー)を除きます。)
住宅内生活用動産特約
救援者費用等補償特約
天災危険補償特約(*1)
入院・手術保険金の対象日数・支払限度日数が「365 日」・「730 日」のご契約
保険の対象となる方ご本人の年齢が始期日時時点で満 71 歳以上のご契約(*1)
保険の対象となる方ご本人の年齢が始期日時時点で満 90 歳以上のご契約(トータルアシストからだの保険(ゴルファー)を除きます。)
「口座振替」(*1)、「請求書払」または「直接集金」のご契約
「他の保険契約等」がある場合のご契約(*1)

(*1)新規のご契約のみ販売を停止します。

なお、現在、販売停止の対象特約等をセットしているご契約のうち、下表のご契約については、2025年10月1日以降始期契約より、「更新後のご契約内容」記載の内容で自動更新します。

対象のご契約	更新後のご契約内容
家族型のご契約 (夫婦型、家族型(配偶者不担保)を含みます。)	ケガに関する補償について、「保険の対象となる方ご本人(被保険者・本人)」のみを補償対象とするご契約として自動更新します。 ※詳しくは、別途お送りする「トータルアシストからだの保険 ご家族の傷害補償の更新手続きのご案内」をご確認ください。
入院・手術保険金の保険金対象日数・支払限度日数を「365 日」「730 日」に設定しているご契約	入院・手術保険金の保険金対象日数・支払限度日数を「180 日」として自動更新します。
下記特約をセットしたご契約 ・特定感染症危険補償特約 ・携行品特約(トータルアシストからだの保険(ゴルファー)を除きます。) ・住宅内生活用動産特約 ・救援者費用等補償特約	当該特約をセットしないご契約として自動更新します。
「請求書払」または「直接集金」をご選択のご契約	「コンビニ払(一時払)」として自動更新します。

(3)引受けに関する規定改定

主な改定項目	概要
「ご契約内容の変更」に関する改定	補償内容の変更や払込方法の変更等、一部の変更手続きについて、保険期間中の変更を不可とします。 ※更新契約の契約手続き時にかぎり、変更することができます。

4 保険料・補償の改定

今後もより多くのお客様に、安定的に、かつ、ニーズの高い補償をわかりやすくご提供するために、保険料・補償の改定を実施します。

主な改定項目	概要
参考純率改定等を踏まえた保険料改定	傷害保険参考純率改定等を踏まえ、ケガに関する補償の保険料を改定します。
熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、ケガに関する補償において熱中症を補償対象とします。

このご案内は、2025 年 10 月 1 日以降始期のトータルアシストからだの保険の改定の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載しています。約款のご請求やご不明な点がある場合は、東京海上日動のホームページの「お客様サポート」(<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/support/>) までお問い合わせください。

国内旅行傷害保険等の
2025年10月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

国内旅行傷害保険等 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております国内旅行傷害保険等について、2025年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容につきご案内させていただきますので、本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

■ 主な改定点

○印のある対象商品について、下記のとおり改定いたします。

改定する商品	
①国内旅行傷害保険	②クレジットカード用国内旅行傷害保険

対象商品		改 定 項 目	概 要
①	②		
○	○	熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべての お客様に熱中症補償をお届けすべく、熱中症を補償対象とします。
○		収支状況を踏まえた保険料改定	国内旅行傷害保険の収支状況を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を改定します。
○		一部特約の販売停止	商品・ラインナップを見直し、より多くのお客様に必要な補償をわかりやすく提供できるようにします。 <対象特約> 事業主費用担保特約、遭難捜索費用担保特約、法人契約特約 ※包括契約は販売停止の対象外です。

このご案内は、2025 年 10 月 1 日以降始期の国内旅行傷害保険等の改定の概要を記載しているものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページでご参照いただくか、代理店または東京海上日動までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07ut-GJ05-24013-202412

学校旅行総合保険の 2025年10月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

学校旅行総合保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております学校旅行総合保険について、2025年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

■ 改定点

改 定 項 目	概 要
国内旅行中における熱中症の補償追加(保険料改定を含みます)	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「旅行参加者条項」において国内旅行中に生じた熱中症を補償対象とします。 ※海外旅行中に生じた熱中症は、海外疾病死亡危険担保条項や海外疾病治療費用担保条項で補償することができます。

このご案内は、2025年10月1日以降始期の学校旅行総合保険の改定の概要を記載しているものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページでご参照いただくか、代理店または東京海上日動までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

0719-GJ05-24007-202412